

国民年金からのお知らせ

国民年金保険料 月額 15,590円

※保険料納付は、割引が受けられる口座振替や前納制度をご利用ください。

老齢基礎年金額 年額 780,100円

※20歳から60歳までの40年間、国民年金保険料を全額納付した場合の年金額です。

**障害基礎年金額 年額 975,100円 (1級)
780,100円 (2級)**

※この額に、子の加算額として第1・2子までは1人につき224,500円、第3子以降は1人につき74,800円が加算されます(18歳到達年度末日までの子、又は20歳未満で障害年金の障害等級1級又は2級の子が加算の対象です)。

平成27年度

*国民年金についてのご相談・お問い合わせは下記へ

★市民課国民年金係 ☎ 1114

★市民福祉課市民係 ☎ 1333

★熊谷年金事務所 ☎ 048-522-5012

20歳以上の学生のみならず

20歳以上の人は、国民年金に加入し、保険料を納める必要があります。

ただし、学生のため収入がなく保険料を納めることが困難な場合は、「学生納付特例制度」があります。4月より平成27年度の受付を開始しましたので、制度を利用したい人は忘れずに申請してください。申請して承認されると在学期間の保険料を後払いにすることができ、将来の老齢基礎年金額には反映されませんが、受給資格期間には算入されます(下記の追納制度を利用すれば年金額に反映されません)。

また、病気や事故などによる障害・死亡のときの障害基礎年金及び遺族基礎年金の納付要件にも算入されます。

手続き先 市民課(市役所1階)、市民福祉課(総合支所)、年金事務所のいずれか
持参するもの 年金手帳、申請年度の学生証(コピー可)
ただし、有効期限が裏面記載の場合は両面コピー)又は
在学証明書、印鑑

「追納」をお勧めします！

保険料免除、若年者納付猶予、学生納付特例などの免除制度を受けた期間は、年金を受け取るための受給資格期間には算入されませんが、受け取る年金額は保険料を全額納付した場合より少なくなります。ただし、これらの期間は10年以内なら遡って保険料を納める(「追納」)ことができ、追納をすると初めから納めていたのと同じ扱いになり、将来受け取る年金額を増やすことができます。

※3年度目以降の追納は、当時の保険料に一定の加算金がつきます。
手続き先 市民課、市民福祉課、年金事務所のいずれか
持参するもの 年金手帳、印鑑



年金手帳は大切にね！

年金の請求手続きは忘れずに！

年金を受けるには、自分で年金請求の手続きをする必要があります。年金の受給開始年齢になったら、忘れずに請求手続きをしてください。受給開始年齢になる誕生日の前日から手続きができます。

年金請求から受給まで(国民年金・厚生年金の場合)

- ①「ねんきん定期便」等で加入期間に漏れや誤りがないか確認する
- ②受給開始年齢の3か月前に日本年金機構から年金請求書が届く
- ③年金請求書に必要事項を記入し、添付書類とともに右記の請求先へ提出する
- ④1～2か月後、年金事務所から年金証書、年金決定通知書が届く
- ⑤1～2か月後、初回の年金が支払われ、金融機関で受け取る人には振込通知書が届く
- ⑥以降は年6回、偶数月の15日にその前月までの2か月分が支払われる(例 6月に支払われる年金は4、5月の2か月分)

【年金の請求先】

加入していた年金の種類	請求先
国民年金のみ加入していた人で第1号被保険者の期間のみの人	市民課、市民福祉課、年金事務所のいずれか
国民年金のみ加入していた人で第3号被保険者の期間がある人	年金事務所
厚生年金のみ	各共済組合
共済年金のみ	各共済組合
厚生年金+国民年金	年金事務所
共済年金+国民年金	年金事務所 +各共済組合
共済年金+厚生年金	
厚生年金+共済年金+国民年金	

心身障害者の「軽自動車税・自動車税・自動車取得税」が減免になります

次の表に該当する心身障害者が、要件を満たした場合、通院・通学や生業等のために使用する軽自動車・普通自動車等のうち、障害者1人につき1台に限り、軽自動車税・自動車税・自動車取得税の減免を受けることができます。なお、自動車税、自動車取得税の減免額には上限があります。

要件 次のいずれかに該当する場合

- 車両の所有者及び運転者が該当者本人又は、該当者と生計をともにする人の場合
- 該当者のみで構成される世帯が所有する車両を、常時介護する人が運転する場合

①軽自動車等の手続き（※毎年申請が必要です。）

申請場所 課税課（市役所1階） **申請期限** 6月1日(月)
 ※継続申請の人は、市民福祉課（総合支所仮庁舎）でも手続きできます。詳しくは、課税課へお問い合わせください。

★課税課 ☎⑤1122・☎⑤1191、市民福祉課 ☎②1333

②普通自動車の手続き

申請場所 県内各県税事務所、自動車税事務所及び各支所（大宮・熊谷・所沢・春日部）

申請期限 6月1日(月)

※減免登録が済んでいる場合は改めて申請を行う必要はありません。自動車税については本庄県税事務所、自動車取得税については自動車税事務所熊谷支所へお問い合わせください。

★本庄県税事務所 ☎②6100・☎②2844、自動車税事務所熊谷支所 ☎048-532-8011

《①②共通》

持参するもの

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療受給者証
- ・印鑑
- ・運転者の自動車運転免許証
- ・自動車検査証
- ・納税通知書



※その他、必要な書類がある場合があります。

減免の対象となる障害の区分及び級

手帳の種類及び障害の区分	減免の対象となる障害の級
心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこう又は直腸	1級又は3級
体幹	1級から3級まで及び5級
聴覚	2級又は3級
視覚	1級から3級まで及び4級の1（4級のうち両眼の視力の和が0.09～0.12）
音声又は言語機能	3級（こう頭が摘出された場合に限ります。）
平衡感覚	3級
上肢	1級又は2級
下肢	1級から6級まで
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能（上肢）	1級又は2級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能（移動）	1級から6級まで
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓	1級から3級まで
戦傷病者手帳	身体障害者手帳の減免の範囲に準じます。
療育手帳	㊤又はA
精神障害者保健福祉手帳	1級で、かつ精神通院医療を受けている人

※障害名が「左半身不随」のような場合は、障害の区分ごとの等級（上肢〇級、下肢〇級）により判定します。

★障害福祉課 ☎⑤1125・☎③1963

今月の納税納付〔納期限：6月1日(月)〕

- ・軽自動車税 全期
- ・固定資産税 1期
- ・自動車税 全期

※自動車税のお問い合わせは自動車税コールセンター（☎050-3786-1222）へ

—市税夜間収納窓口のお知らせ—

日時 5月7日(木)・6月5日(金) 午後5時15分～7時

場所 ・市役所1階 収納課 ☎⑤1120

・総合支所仮庁舎 市民福祉課税務係 ☎②1333

※市役所へお越しの際は庁舎東側の夜間休日受付通用口を、総合支所仮庁舎へお越しの際は正面玄関をご利用ください。

老人福祉センターつきみ荘の休館日 ☎③3696

7日(木)・11日(月)・18日(月)・25日(月)・6月1日(月)

余熱利用施設湯かっこの休館日 ☎③8126

11日(月)・18日(月)・25日(月)・6月1日(月)

ボートレース戸田(埼玉県都市競艇組合主催)開催日程

1日(金)～6日(木)、9日(土)～13日(水)

※本庄市は埼玉県都市競艇組合に加入しており、組合からの配分金をさまざまな事業に活用しています。